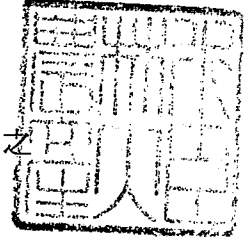




16消安第4650号  
平成16年9月3日

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 亀井 善之



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第8号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

1. 薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第23条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての輸入の承認をすること

孵化を目的としたニシン目魚類のプロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤

2. 薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第14条の4第1項の規定に基づき、次に掲げる動物用医薬品についての再審査をすること

(1) ニューカッスル病及び鶏伝染性気管支炎生ワクチン  
(ND・IB生ワクチン「NP」)

(2) ニューカッスル病、鶏伝染性気管支炎、鶏伝染性コリーザ及びマイコプラズマ・ガリセプチカム感染症不活化ワクチン  
(“京都微研”、ニワトリ5種混合オイルワクチン-C)

